

第 2 1 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 9 日（水）午前 9 時 0 0 分から午前 1 0 時 0 5 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 8 名

4. 出席委員 1 7 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 2	寺田 勝典	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	1 0	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	2	福永 克哉	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	3	緩利 哲治	委員	1 4	植西 良隆
委員	4	曾我 秀美	委員	1 5	林田 清光
委員	5	中本 芳美	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	6	福野 憲二	委員	1 7	山川 芳範
委員	7	森地 良彦			

5. 欠席委員 議席 8 番 山崎 容子 委員

6. 議 長 議席 1 2 番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席 9 番 勝井 麻有美 委員
議席 1 0 番 奥村 淳子 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第104号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第105号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

○報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告

6) 報告事項

○専門委員会活動

○事務局報告事項

○産業経済部 事業説明

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長 小西 征義

局長補佐 西田 輝彰

係長 吉澤 真子

係長 澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、山崎 容子委員。遅参の届出、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定足数に達しておりますので、開会を宣言します。
続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席9番勝井麻有美委員、議席10番奥村 淳子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第103号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号1について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号1番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページから3ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は農業をしながら田舎暮らしのできる物件を探されていたところであり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。自家消費用の野菜を栽培するにあたり、勤務の傍らで農作業時間を確保して作業にあたる他、必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号1については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。事務局からご説明いただいたとおり、特に問題ないと考えております。この件については、2月24日に現地を確認しております。以上です。

議長 続いて、区域番号4澤田推進委員、意見ををお願いします。

- 担当推委 区域番号4番澤田です。現在防草シートが張られており、その畑では野菜を栽培されるとのことで、特に問題ないと考えます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号1について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号1については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号2について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号2番について説明します。参考図は4ページ、5ページです。
- 申請地は、市道を挟んで東側一部が農業振興地域内の青地農地、また残る農地はすべて白地農地です。譲渡人は申請地から離れて生活しており、また申請地付近の実家も売却しており、今後農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、会社退職後の時間を活用し、申請地周囲を除草するなど、これまでから管理をされており、申請地にて野菜及び果樹の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜、果樹を栽培するにあたり、配偶者の応援を受けながらも徐々に取り組まれることから、営農には支障ないものと考えます。
- 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号2については、議席4番曾我委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号4番曾我です。事務局の説明通りです。令和7年3月8日に小倉推進委員と申請者とともに、現地確認と申請理由の聞き取りを行いました。譲受人の父親と譲渡人の父親との間で話がまとまり、約20年以上前に取得されていましたが、今回の農地法の改正により、仮登記から本登記を行うための申請です。自

宅の隣接農地として、自家消費野菜の栽培や果樹を植えて利用されることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号 1 2 番小倉推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読いたします。今後、耕作放棄地とならず、継続して管理していただけることから、地域としても喜ばしい案件であり、土地の維持管理についても問題がないと考えます。ご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 2 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 2 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 3 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 3 番について説明します。参考図は 6 ページ、7 ページです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、また高齢であるため将来的に土地処分を検討していたところ、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、居所が申請地に隣接しており、現状不耕作であった農地について、景観及び防犯的な面を見据えて自身が農地管理することに承諾されており、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、親族の応援を受けながら取り組まれることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3 条調書、整理番号 3 については、議席 5 番中本委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号5番中本です。3月6日に大森推進委員と現地確認を行いました。事務局から説明があった通りです。申請地にて野菜の栽培を行う予定であり、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 続いて、区域番号17大森推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号17番大森です。事務局並びに中本農業委員の説明の通りで、補足事項はありません。農地利用最適化に支障がないと判断いたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら伺います。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号3について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号4について、審議いたします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号4番について説明します。参考図は8ページ、9ページです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、勤務地が県外と遠方のため、今後転居を見据えていたところ、新たに農地を取得したいと考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、会社員として勤務する傍ら、市内地域の子供たちに様々なこと伝え、経験する場を設けるなどの地域活動を行っており、今回、申請の農地と家屋を購入し、新たな拠点として、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。自家消費用の野菜を栽培するにあたり、農業への従事期間を十分に確保し、徐々に規模拡大される見込みであることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号4については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。3条調書、整理番号4について、事務局からの説明の通りです。3月6日、丸橋推進委員と代理人の3名で現地確認を行いました。取得後も農地として利用されることを確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号21丸橋推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号21番丸橋です。地域との交流と体験のための畑を保有し、利用されますので、農地利用最適化には特に問題ないと思います。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号4について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号5について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5番について説明します。調書は4ページ、参考図は10ページ、11ページです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、農地の取得を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地の隣接地に居住予定であり、距離が近い申請地にて、野菜及び果樹の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、親族の応援を受けながら、また必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号5については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。3条調書、整理番号5番について補足説明をします。事務局からの説明の通りです。当農地の近隣に家を購入された時に、裏の田と一緒に購入されました。2月20日に推進委員と不動産屋と一緒に現地を見回りに行った時は、不耕作地ですが、草刈りなど適正に管理されていました。今後も農地として適正な管理に努めてくださると思います。以上です。ご審議の方よろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号23清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号23番清水です。詳細については、事務局と緩利農業委員から説明があった通りです。長年不耕作であった土地を再利用されるため、農地利用の最適化の推進に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号5について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号6については、次の整理番号7と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号6番、7番について説明します。
整理番号6番の参考図は12ページ、13ページです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移

転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、かねてから農業に興味があり、会社員として勤務する傍ら、申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、水稻栽培するにあたり、地域の認定農業者の指導と親族の応援を受けながら耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

続きまして、整理番号7番について説明します。参考図は14ページ、15ページです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は整理番号6番と同一人であり、高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、こちらも整理番号6番の親族にあたり、同様にかねてから農業に興味があり、会社員として勤務する傍ら、申請地にて、豆の栽培を行う予定です。前号同様に、農業への従事期間を十分に確保し、耕作するにあたり、地域の認定農業者の指導と親族の応援を受けながら耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号6及び整理番号7については、議席17番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番山川です。3条調書、整理番号6番、7番について説明します。1月29日に山本推進委員と現地確認を行い、申請者から聞き取りをしました。詳細は事務局の説明の通りで問題ないと考えております。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 続いて、区域番号36山本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号36番山本です。事務局並びに山川農業委員から説明があった通りです。高齢のため不耕作であった土地を取得して、兄弟3人で力を合わせて耕作されると聞いておりますので、問題ないと思われます。審議の方よろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、まず、3条調書、整理番号6について採決いた

します。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号7について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号8について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号8番について説明します。参考図は16ページ、17ページです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は贈与により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、農地を取得し、規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、自宅にほど近い申請地にて、果樹の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用に余暇時間を活用しながら、また親族の応援を得て樹園管理されることから、耕作に支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号8については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。今回の申請地の近くに、以前3条申請により取得された土地があります。2月27日に以前の申請地の農地パトロールを行った際、果樹を植樹するという条件で取得されたにも関わらず、整地はされているが果樹を植樹されていないことを確認しました。再度3月8日に以前の申請地を確認したところ、植樹されていたことから、翌日に今回の申請地の承認を行いました。今後は果樹の植樹条件等について、事務局と相談しながら、譲受人に履行していただくように協議等を進めていきたいと思っています。今までの経緯と以前の申

請地の植樹状況から、問題ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 続いて、区域番号41辻本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号41番辻本です。黄瀬農業委員と現地確認し、地域住民や農業組合との話し合いの結果、問題がないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら伺います。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号8について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号8については、許可することに決定いたします。
議案第103号については、以上であります。

議 長 続きまして、**議案第104号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。
4条調書、整理番号1について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号1番について説明します。調書は6ページ、参考図は18ページ、19ページ、土地利用計画図は20ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請地を倉庫にするための申請です。計画によると、申請地は自宅に隣接する倉庫、物置場として、長らく利用がなされており、この度現状に合わせて土地整理をするために申請があったものです。新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しないため、土砂流出は見込まれません。また雨水排水についても、東側隣地境界に排水路が設置されており、周囲に耕作農地がないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し地元関係者の同意が得られています。以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 4条調書、整理番号1については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号 3 番緩利です。当申請地は、先ほどの 3 条調書、整理番号 5 の案件の家の前に付帯している小屋が建つ土地です。小屋は昭和 4 5 年に建設をされており、地面にはコンクリートが打たれ、建屋も建っています。当案件は顛末案件ですが、地目通りに戻すことはほぼ不可能であり、かつ狭小面積で耕作のメリットはないため、許可せざるを得ない案件であると思っております。ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号 2 3 清水推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号 2 3 番清水です。緩利農業委員からの説明の通りです。長年倉庫として利用されており、今更農地に戻すには、大変な労力がかかりますので仕方のないことであると思います。このことから、農地利用の最適化の推進に問題はないと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、4 条調書、整理番号 1 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 1 については、許可とすることに決定いたします。
議案第 1 0 4 号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、**議案第 1 0 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。
- 議 長 5 条調書、整理番号 1 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号 1 番について説明します。調書は 8 ページ、参考図は 2 1 ページ、2 2 ページ、土地利用計画図は 2 3 ページです。
申請地は、市街化調整区域内の第 2 種農地です。申請内容は、観光梨農園の駐車場を目的とする、農地の賃貸借です。計画によると、譲受人は近年、分社化

し、農業経営を拡大している農地利用適格化法人であり、申請地北側に隣接する農地で観光梨園を運営するにあたり、農地の一部を区画割したうえで、来園用におよそ20台分の駐車スペースを確保されます。特段の造成工事はなく、地盤は畑地をベースに転圧処理にて整地される程度であるため、土砂流出は見込まれません。雨水排水は自然地下浸透処理ですが、周囲は自己所有地であるとともに、既存の排水路は存置し機能維持されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号1については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議員番号15番林田です。事務局の説明の通りです。以前から株式会社テクノスファームが借りておられる畑で、特に問題ないと思っています。中森推進委員と一緒に現地確認を行いました。以上です。

議 長 続いて、区域番号2中森推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号2番中森です。林田農業委員から説明があったように、現在、農地所有適格法人として梨農園をされております。別段問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号1について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号2については、次の整理番号3と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。事務局の説明

を求めます。

- 事務局 整理番号2番、整理番号3番について説明します。参考図は24ページ、25ページ、土地利用計画図は26ページです。
- 申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請内容は、倉庫建設及び緑地帯を目的とする、農地の売買です。計画によると、土木工事業を営む譲人が、近年の事業規模拡大に伴い、重機及び資材の保管場所が不足していたことから、交通の利便がよく、一定規模の面積が確保できる当該地を適地として、転用申請されたものです。申請者において事業地における緑地面積を確保するため、別途分けて申請なされましたが、内容は同一事業のものとなります。また、25ページの参考図では、土地利用において飛び地のように見えますが、当該開発区域の中に登記地目が山林の箇所が含まれることから、ご覧の表示となっております。この計画区域に、高さ7メートルで、建築面積2,625平方メートルの工場棟を建築されます。建蔽率は33.91パーセントです。造成工事については、敷地外周に設置する新設水路に向けて地表水が流れるよう、盛土及び一部切土により整地を行われます。土砂が流出しないように、法面は安定勾配とし、敷地境界にはコンクリート構造物を設置されます。周囲の水路で集めた雨水排水は、敷地西側の大型樹で集水し、暗渠管を通じて最終的に1級河川唐戸川に放流処理されます。開発担当課にて排水協議がなされていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
- 以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、いずれの案件も許可要件を満たしていると判断しました。なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。説明は以上です。
- 議長 5条調書、整理番号2及び整理番号3については、議席5番中本委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号5番中本です。3月6日に辻推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明の通りです。農地転用については、地元関係者の同意も得ており、造成工事、排水等の問題もないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 続いて、区域番号16辻推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事務局 代読いたします。整理番号2、3について、中本農業委員と現地確認しましたところ、特に問題なく許可相当と判断しました。よろしくお願いします。以上で

す。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号2について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号3について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます
よって、5条調書、整理番号3については、許可することに決定いたします。
なお、許可については、それぞれ「都市計画法第29条」について別途手続き中であり、転用許可は「都市計画法」の許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号4について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号4番について説明します。調書は9ページ、参考図は27ページ、28ページ、土地利用計画図は29ページです。
申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。申請内容は、戸建て住宅を目的とする農地の使用貸借です。計画によると、譲受人のライフスタイルの変化に加え、申請地に隣接する母屋と連携し、将来的な生活を見据える中で、親族が所有する当該地を貸借し、建築面積79.49平方メートル、建ぺい率11.99パーセントとなる、戸建て住宅を建築されます。また、これに合わせて敷地内に駐車スペースを確保されます。造成工事については、地盤が畑地ベースであり、不陸整正されるほか、周囲は構造物で縁切りし、土砂流出防止を図られます。雨水は敷地内に水路を新設し、既設の道路側溝に接続し放流されるほか、周囲は自己所有地及び宅地であることから、転用による周辺農地への被害は

ないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号4については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。5条調書、4番について、事務局から詳細な説明があった通りです。3月12日に藤井推進委員と申請者代理人で話し合いをしました。長男が地元に戻ってこられるとのことで、少し面積は大きいですが、今後のライフスタイルのことを考えて、この農地転用を認めざるを得ないと判断しました。ご審議のほどお願いします。

議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読いたします。奥村農業委員と現地確認し、特に問題ありませんでした。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号4について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号5について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5番について説明します。参考図は30ページ、31ページ、土地利用計画図は32ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地で

す。

申請内容は、車両置場を目的とする農地の売買です。計画によると、自動車整備業、販売業を営む譲受人において、自動車整備工場における車両置場スペースとして活用されます。新たな造成工事はなく、現地は自動車整備工場拡張時からすでに舗装されているとともに、雨水排水についても、南側に地盤勾配がとられているため、隣接する北側農地にも影響がなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号5については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。事務局からの説明の通りです。3月12日、丸橋推進委員と申請者の立ち会いのもと、説明を受けました。顛末案件であります、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号21丸橋推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号21番丸橋です。事務局の説明並びに奥村農業委員の説明の通り、特に近隣の農地には問題はないということです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号5について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号6について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号6番について説明します。参考図は33ページ、34ページ、土地利用計画図は35ページです。
- 申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請内容は、資材置場を目的とする農地の売買です。計画によると、建設業を営む譲受人において、周囲の離隔を取り、敷地内に土砂、碎石を配置されます。造成工事は、表土を起こし、一部盛土した後に整地作業される程度であり、土砂流出は見込まれません。雨水排水は、自然地下浸透であるものの、隣接する農地が自己所有地であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られています。
- 以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。説明は以上です。
- 議長 5条調書、整理番号6については、議席2番福永委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号2番福永です。整理番号6番の案件については、事務局からの説明の通りです。当該地の近隣には自己所有しておられる農地が多数あり、特段問題がないと思います。2月25日に現場確認と聞き取り調査を行い、問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。以上です。
- 議長 続いて、区域番号32利田推進委員が欠席ですので、事務局に意見を朗読させます。
- 事務局 代読いたします。現地確認をした上で、特に問題がないようですので、承認いただきますようお願いします。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 **【質問等なしの声】**
- 議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号6について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号6については、許可することに決定いたします。
- 議案第105号については、以上であります。

- 議 長 続きまして、報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。
- 事 務 局 報告します。調書は 10 ページから 11 ページ、参考図は 36 ページから 38 ページです。
- 市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第 5 条の届出が 4 件、主に店舗や分譲宅地を目的とするものであり、資料ご覧のとおりです。説明は以上です。
- 議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 続きまして、報告案件 2 「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」事務局の報告を求めます。
- 事 務 局 報告します。調書は 12 ページ、参考図は 39 ページです。
- 今月の田畑転換等農地の形状変更の届出は 1 件です。調書に記載の通り、水利の便が悪く耕作が困難なことから、市内事業者から 30 立方メートル程度の土を受け入れ、果樹栽培を目的として田から樹園地に転換をするものです。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 報告事項は以上でございます。
- これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。
- 議 長 続きまして、6. 報告事項に入ります。
- まず、専門委員会報告として、事務局から報告をお願いします。
- 事 務 局 専門委員会活動について報告させていただきます。
- 各委員会の日程等について、活動方針作成委員作成委員会は、4 月 21 日、9 時から市役所で開催し、最適化活動の目標等について検討いただきます。続きまして、広報編集委員会につきましては、本日の総会終了後に、会議室 402 で行います。意見書検討委員会は 5 月中旬頃から行います。最後に、農業委

員会制度検討委員会は、令和８年７月の改選に向けて、今年度に募集等を行いますので、８月ごろから選出に向けた活動を開始させていただきます。以上です。

議 長 続きまして、事務局報告事項について、順次、事務局からお願いします。

事 務 局

- ・ 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・ 青年等就農計画認定審査結果について
- ・ 経過と予定
- ・ 産業経済部事業等説明

議 長 報告事項は以上でございます。

議 長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。